

令和4年度

奨学金募集要項

公益社団法人高知県看護協会

この奨学金は、元会員看護師(故人・匿名希望)の方から高知県看護協会の事業のためにいただいた寄附を、原資として創設しました。

1 応募資格

(1)看護師養成所2年課程奨学金

- ① 看護師養成所2年課程(通信制)に在籍し、令和4年度に2年次に在籍すること
- ② 高知県内の医療機関や福祉施設等に勤務していること

(2)看護系大学院奨学金

- ① 保助看法による保健師・助産師又は看護師の免許を有していること
- ② 日本看護系大学協議会により専門看護師教育課程の認可を受けている看護系大学大学院専門看護師教育課程に在籍し、令和4年度に2年次に在籍すること
- ③ 高知県内の医療機関や福祉施設等に勤務し又は勤務予定であること

※上記(1)、(2)のいずれの場合にも、高知県内の医療機関等で勤務し、高知県の看護の質向上に努めることができること

2 奨学金の給付額

(1) 看護師養成所2年課程奨学金

一人あたり24万円を一括交付します。

(2)看護系大学院奨学金

一人あたり36万円を一括交付します。

※これらの奨学金は給付型です。ただし、奨学生の身分を喪失した場合には、返還を求めることがあります。詳しくは、奨学金規程を参照ください。

3 奨学生採用数

(1)看護師養成所2年課程奨学金

令和4年度は8名程度、募集します。

(2)看護系大学院奨学金

令和4年度は3名程度、募集します。

4 応募方法

下記書類一式を揃え、高知県看護協会に申し込んでください。

- (1)願書・履歴書(様式1)
- (2)出願理由書(様式2)
- (3)研究計画書(様式3)

看護系大学院奨学金を希望する方が必要です。

(4)在学証明書

応募時1通及び令和4年4月現在のものを1通、4月8日(金)までに提出してください。

(5)看護に関する所有免許証の写し

5 応募受付期間

令和4年2月1日(火)から2月25日(金) ※必着

6 奨学金の給付決定

受付期間内に到着した応募書類に基づき、厳正に審査し、決定します。結果は令和4年4月に通知します。

7 給付決定後の提出書類

奨学金の給付決定通知後、1週間以内に支払口座登録書を提出してください。

(様式は、決定通知書に同封します。)

8 交付後の提出書類

奨学金の交付後、直ちに奨学金受領書を提出してください。

(様式は、決定通知書に同封します。)

9 奨学金の辞退

奨学生は、辞退届の提出により奨学金給付の辞退を申し出ることができます。

10 各種手続き

(1)変更等

奨学生は、氏名・住所等に変更があった場合は、変更届(様式4)を提出してください。

(2)異動等

奨学生が次のような事態に至った場合は、異動届(様式5)を提出してください。

また、このような場合は、奨学生の身分を喪失し、奨学金の返還を求めることがあります。

- ・奨学金規程第2条に規定する奨学生の資格を喪失したとき
- ・就学の継続ができないとき
- ・奨学金の給付を辞退したとき
- ・専攻科目を変更したとき
- ・停学又は退学となったとき
- ・修了できなかったとき
- ・偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき

- ・反社会的勢力と何らかの関りを有することが判明したとき
- ・その他奨学生として適当でないと本会が認めたとき

11 課程修了後の報告

奨学生は、課程修了後の指定する期日までに、修了証明書、研究レポート概要(看護系大学院奨学生に限る。)を提出してください。

また、就職しているときは、在籍を証明する書類を提出してください。

※ 募集要項・願書等の提出書類は、高知県看護協会ホームページからダウンロードできます。

<https://www.kochi-kangokyokai.or.jp>

【応募先・問合せ先】

〒780-8066 高知市朝倉己 825-5
公益社団法人高知県看護協会 事務局
奨学金担当

電話 088-844-0678 ファックス 088-844-0053

E-mail: info@kochi-kangokyokai.or.jp

【応募受付期間】

令和4年2月1日(火)～2月25日(金) 必着

公益社団法人高知県看護協会 奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県看護協会（以下「本会」という。）が給付する奨学金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 奨学生は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許を有する者で、次の各号に定める奨学金の種類に応じて、各号の全ての規定に該当しなければならない。

(1) 看護師養成所2年課程奨学金

- ① 看護師養成所2年課程（通信制）に在籍している准看護師
- ② 高知県内の医療機関や福祉施設等に勤務していること

(2) 看護系大学院奨学金

- ① 日本看護系大学協議会により専門看護師教育課程の認可を受けている看護系大学大学院専門看護師教育課程に在籍している者
- ② 高知県内の医療機関や福祉施設等に勤務し又は勤務予定の者

(奨学金の期間、対象者および金額)

第3条 奨学金を給付する期間は、1年間とし、前条各号に定める奨学金の種類に応じた在籍者のうち、いずれも2年次に在籍する者を対象とする。

2 奨学金の給付額は、年額40万円以内の額を限度とする。

第2章 奨学生の決定及び交付

(募集)

第4条 奨学生の募集は、公に行うものとする。

(願書の提出)

第5条 奨学金希望者は、願書に必要書類を添えて本会に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 本会会長は、申込期日までに到着した願書等により奨学生を決定し、奨学金希望者に通知する。

2 前項の決定にあたっては、会長は、別に設置する奨学金審査委員会の意見を参考としなければならない。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は、年額を一括交付する。

(奨学金受領書の提出)

第8条 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学金受領書を本会に提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第9条 奨学生または奨学生であった者は、課程終了後の指定する期日までに修了証明書、研究

レポート等を本会に提出しなければならない。

- 2 奨学生又は奨学生であった者は、高知県内の医療機関又は福祉施設等に勤務すること等により、高知県の看護の質向上に努めなければならない。課程終了後、本会の求めに応じて、在籍を証明する書類を本会に提出しなければならない。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は奨学金の給付を辞退するときは、奨学金辞退届を本会に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第11条 奨学生は、氏名又は住所等に変更があったとき又は死亡したときは、奨学生又は相続人等は、直ちに本会に届け出なければならない。

(異動の届出)

第12条 奨学生が、次条各号(第7号を除く。)のいずれかに該当する場合には、異動届を本会に提出しなければならない。

(奨学生の資格の喪失)

第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の資格を喪失する。

- (1) 第2条に規定する奨学生の資格を喪失したとき
- (2) 就学の継続ができないとき
- (3) 奨学金の給付を辞退したとき
- (4) 専攻科目を変更したとき
- (5) 停学又は退学となったとき
- (6) 修了できなかったとき
- (7) 死亡したとき
- (8) 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき
- (9) 反社会的勢力と何らかの関りを有することが判明したとき
- (10) その他奨学生として適当でないと本会が認めたとき

(奨学金の返還)

第14条 本会は、奨学生が前条各号(第7号を除く。)のいずれかに該当すると認めたときは、給付した奨学金を返還させることができる。

(奨学金の返還猶予・免除)

第15条 本会は、前条に定めた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金の返還を猶予又は免除することができる。

- (1) 災害又は傷病により返還することが困難になったとき
- (2) やむを得ない事情により、返還が著しく困難になったとき

第3章 雑則

(権利の帰属)

第16条 奨学生が提出した研究レポート等に関する一切の権利は、奨学生に帰属する。

ただし、本会が事業報告等に利用するときは使用できるものとする。

(補則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和 3 年 1 月 9 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 3 月 13 日から施行する。

